

「令和5年度阿南市在宅医療・介護連携支援センター事業」
介護老人保健施設・通所リハビリテーション・訪問リハビリテーション部会

開催日：令和5年8月31日（木）

時間：10:00～11:30

場所：阿南市役所 202 会議室

「出席者：6名」

| | | |
|------------------------|---------------|-------|
| ・原田病院（訪問リハビリテーション） | 理学療法士 | 原 愛実 |
| ・阿南名月苑 | エリアマネージャー | 高木 賢一 |
| ・岩城クリニック（通所リハビリテーション） | 統括主任 | 中村 和貴 |
| ・杜のホスピタル重度認知症デイケアナセバーナ | リハビリテーション部 課長 | 四宮 祐輔 |
| ・阿南市地域共生推進課 | 主査 | 新居 恵介 |
| ・在宅医療・介護連携支援センター | センター長 | 湯浅 祐司 |

(1) 挨拶

老人保健施設・通所リハビリ・訪問リハビリ部会 原 愛実部会長
在宅医療・介護連携支援センター 湯浅 祐司センター長

(2) 自己紹介

(3) 意見交換

- ① 新型コロナウイルス感染症対応について
- ② BCPについて
- ③ 介護支援専門員との連携について

まずは、上記の①～③について意見交換を行い出た意見は以下のとおりである。

○新型コロナウイルス感染症対応について

- ・各医院・施設・事業所で5類になり大幅な変更はしていない。
- ・面会は居室、フロアー、面会室と施設によりまちまちである。
- ・フェイスシールドは陽性者及びクラスター時のみ対応している。
- ・検査については自己負担（抗原検査：900円、PCR検査8,000円 ※平均金額）になり強要できないのが難点
- ・職員は週3回の抗原検査で無症状での陽性者も多数出て、未然予防に繋がっている。
- ・職員が陽性となれば、医療系は発症から10日間、介護系は5日間の療養期間と定めている事業所が多い。

- ・入浴介助は全事業所がマスク着用で対応しているが、ある施設では熱中症予防でネッククーラーを購入して対応している。
- ・現時点でクラスターになっている施設も多く、サービス提供へのクラスター対応はできているが、人的補充が間に合わないのが現状であり、現場職員の疲労等に危惧している。
- ・感染経路としては家庭内感染が大幅を占めている。

○各事業所でのBCP取り組みの進捗状況について

- ・組織の大きいところは母体施設で出来ているが、併設事業所単位ではまだというところが殆どである。
- ・各災害で対応手順も変わるので作成に困難をしている。
- ・訪問リハビリでは、BCP作成ができるまではまずは職員の安全確保として即座に避難するように考えている事業所が多い。

○介護支援専門員との連携について

- ・ケアマネジャーのリハビリへの位置づけが多すぎる。デイサービス等で対応できる利用者も多い。
- ・書類提出は期日厳守で行っているが、返答が遅いのが現状である。
- ・介護支援専門員の能力に開きが多い気がする。
- ・情報提供量が少ない
- ・傾向としてITに理解のあるケアマネジャーは、スムーズな連携を図れ、家族からも信頼されている。

(4) その他

- ① 2024年介護報酬改定について
- ② 独居高齢者、理解が得られない家族への対応について

○2024年介護報酬改定について

在宅医療・介護連携支援センターの湯浅センター長より現段階における、介護保険改正ポイント5つを説明。

- 1, 介護保険の利用者負担引き上げについて ➡ 結論を先送り
- 2, 要介護1・2の訪問介護・通所介護を市町村の「総合事業」への移行 ➡ 今回の改正では見送り
- 3, ケアプランの有料化 ➡ 今回の改正では見送り

4, 新サービスの創設 ➡ 新サービス創設で大筋合意

※具体的には、通所介護の事業所が利用者に訪問サービスを提供したり、通所介護と訪問介護の事業所が相互に連携したりする形を想定しており、市町村が主体となる「地域密着型サービス」として調整されていく見込みです。

新しいサービスとなると、2012年に創設された「定期巡回・随時対応型訪問介護・看護」と「看護小規模多機能」以来12年ぶりとなり、国は、これから来年度にかけて、新たなサービスの運営基準や報酬のあり方など具体的な検討を進めていくことで大筋合意。

5, 要支援者のケアマネジメントを居宅介護支援も指定対象へ ➡ 指定対象の拡大

※現行では地域包括支援センターに限定しているが、居宅介護支援事業所も指定対象として新たに加えるというものです。2024年度からの実施を目指しており、地域包括支援センターの負担軽減につなげることが狙いです。

ポイントとして国は「地域包括支援センターの一定の関与を担保したうえで、居宅介護支援事業所に介護予防支援の指定対象を拡大する」と明記。

6, その他

2024年度から義務化「BCP(業務継続計画)策定」

2021年(令和3年)の改正で、感染症や自然災害が発生した場合でも、社会に必要なサービスとして介護サービスは継続していかなくてはならないものとされ、そのために「BCP(業務継続計画)」の策定が義務付けられています。

○独居高齢者、理解が得られない家族への対応について

独居高齢者の緊急時の対応で、介護支援専門員と連携するが多くの事項は施設・事業所での対応しているのが現状である。支援に対しての留意事項等をサービス提供前にしっかりと確認をして、ケアマネジャーを中心に各事業所等と連携するのが重要である。

家族様で理解が得られない場合は、なぜ理解が得られないのかを把握するのが一番であり、一方通行で意見を押し付けるのは逆に家族様を興奮させるのでアンガーマネジメントの研修受講も向上の一つである。対応は、現場職員だけで対応するのではなく、上司にも相談することでスムーズな対応にも繋がるので、報告・連絡・相談をしっかりと行っていく。また、上司は部下に声掛けをして絶対に責任を押しつけないように人材育成も行うことが重要。

【総評】

阿南市6施設・事業所のうち4施設・事業所より出席して頂き、少人数が故に人間関係も密になり、良い情報交換が行えた。

現在、阿南市内で猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症について、各施設で

の取り組みや情報について共有することで、新たな対応や取り組みにも繋がるとの意見があった。

BCPについては、考えられない様な災害が頻回に発生していることもあり、平常時から地域・医療・介護等連携を図りネットワーク体制づくりが重要である。他の部会で研修会が開催されるので情報共有をして、部会で情報の発信を行っていく。

今後も顔と顔の見える関係づくり、又意見交換を通じた資源の把握・課題の抽出を行い、資質向上を目指していきたい。

【連絡会風景】



報告者：部会長 原 愛実